

職域がん検診受診体制整備事業奨励金　F A Q

対象となる事業所について		
Q 1	本社が福井県外にありますが、対象となりますか。	奨励金の対象となる事業所が福井県内にあれば対象となります。
Q 2	社会福祉法人等も対象となりますか。	要綱第 5 条を満たしていれば、対象となります。
Q 3	個人事業主も対象となりますか。	要綱第 5 条を満たしていれば、対象となります。
Q 4	県内に複数の事業所がある場合は、それぞれの事業所において支給額の上限まで申請することは可能ですか。	支給額は事業所単位で算定するため、県内に複数の事業所がある場合は、すべての事業所におけるがん検診を受診した従業員数を合算して支給額を判断します。
Q 5	代表者が同一でも法人格が別であれば、それぞれの法人格において支給額の上限まで申請することは可能ですか。	申請可能です。法人ごとに申請してください。

対象となるがん検診について		
Q 6	対象となるがん検診について教えてください。	次の検査項目が対象です。 (区分) 胃がん検診 大腸がん検診 乳がん検診 子宮頸がん検診 (検査項目) 胃内視鏡検査、胃部X線検査 便潜血検査 乳房X線検査 子宮頸部の細胞診 ※大腸がん検診の便潜血検査は 2 回検査法が対象です。 1 回のみの場合は対象外となります。
Q 7	福利厚生制度として、従業員が人間ドックを受診する場合の費用を一部補助しようと考えています。人間ドックでも奨励金の支給対象となりますか？	Q 6 の検査項目が含まれていれば対象となります。一般的に人間ドックの検査項目には、胃部X線検査（又は胃内視鏡検査）、胸部X線検査及び便潜血検査が含まれています。 ただし、特定年齢の従業員のみを対象とした制度は対象外です。希望者が受診できること、または特定年齢以外の従業員に別途がん検診を実施していることが必要です。

就業規則の記載について		
Q 8	就業規則の記載例を教えてください。	以下を参考にしてください。
	《就業規則記載例①》 (特別休暇) 第〇条 従業員が次の各号に掲げる事由に該当し、会社がその必要を認めたときは、当該各号に定める日数の特別休暇を与える。 (1) 本人が〇〇〇〇するとき・・・・・・・・・・〇日 (2) 配偶者が〇〇〇〇するとき・・・・・・・・・・〇日 (3) 本人が医療機関等においてがん検診を受診するとき・・・・・・半日または 1 日 2 前項の休暇は有給とし、その期間については、通常の賃金を支払うものとする。	
	《就業規則記載例②》 第〇条 従業員ががん検診を受診する際は、受診時間を勤務扱いとして、所要時間を勤務したものとして賃金を支給する。	

	《就業規則記載例③》 第〇条 従業員ががん検診を受診する際に掛かる検診費用については、会社が負担する。 第〇条 従業員ががん検診を受診する際に掛かる検診費用については、〇〇円を限度に会社が負担する。													
	《就業規則記載例④》 第〇条 定期に行う健康診断のほかに、当該各号に定めるがん検診を会社の負担において実施する。 (1) 胃がん検診（胃内視鏡検査または胃部エックス線検査） (2) 大腸がん検診（便潜血検査） (3) 乳がん検診（乳房エックス線検査） (4) 子宮頸がん検診（子宮頸部の細胞診） 2 前項のがん検診は（１），（３）および（４）については２年に１回、（２）については１年に１回、定期に実施する。													
Q 9	がん検診を受診する際の特別休暇制度を設けようと思うのですが、奨励金の支給対象となるために、日数や時間の条件はありますか？	日数や時間の条件はありません。がん検診に必要な時間は、検診内容や受診場所によって異なるため、検診に要する時間（日数）に応じて休暇を取得できることが望ましいです。なお、就業規則等に具体的な時間（日数）を定める場合は、半日（４時間）以上の休暇制度としてください。												
Q 1 0	無給の休暇制度でも奨励金の支給対象になりますか？	休暇の取得によって賃金等が減額されると、従業員による制度の活用が進まないおそれがあるため、無給の休暇制度は奨励金の対象となりません。												
Q 1 1	休暇制度は設けずに、がん検診に係る時間も勤務時間とみなし、勤務時間中に検診に行くことを許可しようと考えています。この場合、奨励金の支給対象となりますか？	勤務時間中の受診を認め、受診により賃金の減額等の不利益が生じない場合は、奨励金の支給対象となります。												
Q 1 2	従業員に対して検診費用を一部補助しようと思うのですが、奨励金の対象となるために金額等の条件はありますか？	がん検診を受けやすくするためには、できるだけ補助額が大きいことが望ましいですが、奨励金の対象となるためには、従業員１人あたり 1,000 円以上の費用補助を要件としています。 ※自己負担額が1,000円未満である場合は、その額を補助していれば対象となります												
Q 1 3	今年から、定期健康診断の検査項目にがん検診を追加しようと考えていますが、すべての検査項目を実施するのは難しいので、便潜血検査（大腸がん検診）だけを追加して実施したいと思います。この場合、奨励金の対象となりますか？	一部の検診（検査項目）のみを実施する場合でも、奨励金の対象となります。												
Q 1 4	節目年齢として 40 歳・45 歳・50 歳の従業員に対してのみ補助をしようと思います。この場合、奨励金の対象となりますか？	対象となりません。 がん検診は、適切な間隔で継続して受診することが重要です。補助対象者を節目年齢の方のみに限定すると、「補助がある年だけ受診する」など誤った習慣が身についてしまう可能性がありますので、従業員が適切な間隔で継続して検診を受診できる制度としていただく必要があります。 なお、一定の年齢以上の従業員を対象とし、継続して受診できる制度であれば支給対象となります。対象年齢の下限については下記を参考にしてください。 【がん検診の対象年齢及び受診間隔】 <table><tr><td>胃がん検診</td><td>50 歳以上</td><td>2 年に 1 回</td></tr><tr><td>大腸がん検診</td><td>40 歳以上</td><td>1 年に 1 回</td></tr><tr><td>乳がん検診</td><td>40 歳以上</td><td>2 年に 1 回</td></tr><tr><td>子宮頸がん検診</td><td>20 歳以上</td><td>2 年に 1 回</td></tr></table>	胃がん検診	50 歳以上	2 年に 1 回	大腸がん検診	40 歳以上	1 年に 1 回	乳がん検診	40 歳以上	2 年に 1 回	子宮頸がん検診	20 歳以上	2 年に 1 回
胃がん検診	50 歳以上	2 年に 1 回												
大腸がん検診	40 歳以上	1 年に 1 回												
乳がん検診	40 歳以上	2 年に 1 回												
子宮頸がん検診	20 歳以上	2 年に 1 回												
Q 1 5	試験的な取組みとして、今年１年間に限り、女性従業員を対象に乳がん検診の費用補助や、受診時間を勤務時間扱いとする取組みを行おうと思っています。この場合、奨励金の支給対象となりますか？	対象となりません。 Q 1 4 同様に、従業員が適切な間隔で継続して受診できる制度としていただく必要があります。 なお、継続して実施する取組みであれば、女性従業員（乳がん検診又は子宮頸がん検診）に限定した取組みでも奨励金の対象となります。												

Q 1 6	就業規則、社内規定にはパートやアルバイト等の非正規職員を含める必要があるか？	就業規則または社内規定に含める対象者は、少なくとも正社員を含んでいれば対象となります。
-------	--	---

対象となる従業員について		
Q 1 7	親族が会社を経営している場合で、親族が育児休業を取得した場合でも対象となりますか。	対象となる親族が労働基準法第9条に規定する労働者であり、雇用保険の被保険者として雇用している場合は対象となります。
Q 1 8	役員ががん検診を受診した場合は対象となりますか。	会社の役員（取締役、監査役、執行役等）は労働基準法第9条に規定する労働者に該当しないため、対象なりません。
Q 1 9	県内の事業所に勤務している従業員が県外に居住している場合でも対象となりますか。	福井県内の医療機関で受診した場合は対象となります。
Q 2 0	県外の事業所に勤務している従業員が県内の医療機関を受診した場合でも対象となりますか。	福井県内にある本社または事業所で定める就業規則等の適用を受けており、福井県内の医療機関で受診した場合は対象となります。 県外の事業所で定めた就業規則の適用を受けている場合は、対象なりません。

申請手続きについて		
Q 2 1	申請はいつまでに行う必要がありますか。	支給申込：令和8年3月12日（金）※切 支給申請：令和8年3月31日（水）※切 なお、やむを得ない事情により期限までに必要書類が揃わない場合（例：従業員ががん検診を受診したことを証明するために使用する請求明細書が届いていない等）は、事前にご相談ください。
Q 2 2	従業員ががん検診を受診したことが確認できる書類とはどのようなものを指しますか。	氏名・受診医療機関名・受診日・受診されたがん検診項目の4点が確認できる書類をご提出ください。 上記の事項が1枚で確認できない場合は、複数の書類を組み合わせ提出していただいても構いません。 ※例：請求明細書に「健診」とのみ記載されている場合は、検診項目が確認できる通知等を併せてご提出ください。
Q 2 3	就業規則改正後に受診する職員が一人しかいません。今年度の申請は行わず、翌年度に申込をしても良いですか？	就業規則等の改正後に、対象となるがん検診を受診した従業員が一人でもいる場合は、その年度中に申請をしてください。
Q 2 4	就業規則改正後に検診の予約が取れませんでした。今年度の申請は行わず、翌年度に申込をしても良いですか？	今年度中の受診が見込めない場合は、翌年度の予算が保証されないことに同意のうえ、その旨を記載した文書を提出してください。（様式は任意。参考様式はホームページに掲載） なお、就業規則を改正した年度に限り、翌年度への繰越が可能です。
Q 2 5	就業規則を改正し、1回目の支給申込書を提出しましたが以下のような事由により受診する従業員がいませんでした。支給申請書の提出は不要ですか。 また、翌年度に再度1回目の支給申込書を提出することは可能ですか？ 検診機関の予約が取れなかった 従業員ががん検診を希望しなかった 等	支給申請書の提出は不要です。翌年度の予算が保証されないことに同意のうえ、その旨を記載した文書を提出してください。（様式は任意。参考様式はホームページに掲載）
Q 2 6	就業規則に「③従業員ががん検診を受診する際の検査費用を一部負担する」の項目を整備しました。事業主が負担した金額が5,000円以下の場合は、支給額はどうなりますか？	事業主が負担した金額にかかわらず、受診者一人当たりで算定します。